別紙１

消費者トラブル防止啓発動画作成業務委託仕様書

１ 事業目的

　　小学校・中学校・特別支援学校の児童、生徒を対象としたわかりやすい消費者トラブル防止啓発アニメーション動画を作成し、学校での教育現場や消費生活出前講座においての活用を図り、消費者トラブルを防ぐ。

２　委託業務内容

　　悪質商法の手口や相談が多い事例、対処方法等を周知するための動画を作成し、同時に動画に関連したワークシートを作成する。

（１）動画の制作（５種類以上）

　　ア　消費者トラブルをテーマとしたアニメーション動画を５本以上作成すること（各　３分程度）。以下の５テーマは必須とする

* 1. ゲーム課金
  2. インターネット通販トラブル（商品相違・偽サイト等）
  3. キャッシュレス決済
  4. マルチ商法
  5. 街頭勧誘

　　イ　学校の授業で使いやすく、こどもが理解しやすく、興味を持つ工夫をすること

　　ウ　動画は、使用期限のないものとすること

　　エ　指定したファイル形式にて提出すること

　　オ　テーマは、被害発生状況等に応じて変更する場合がある

（２）ワークシートの制作（データ提供）

ア　動画と関連した内容とし、テーマごとに作成すること

イ　Ａ３形式（カラー）で作成すること

ウ　自由記入の欄を設けること

エ　今後の教材作成に活用できるよう、動画内のキャラクターのイラストを数点作成すること

３　動画の視聴対象・用途

1. 各市町村や学校の教員による小学校・中学校・特別支援学校での消費者教育の際の視聴
2. Youtubeでの発信
3. 大分県ホームページでの発信

４　著作権

（１）本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権は、全て県に帰属するものとする。

（２）受託者は本件履行に伴い発生する成果物について、県に対して著作者人格権を行使しない。

（３）受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物（映像・写真・音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。

（４）受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら県の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

５ 成果物の規格・数量

（１）ＤＶＤ－Ｒ　　作成した動画データを焼き付けたもの　３枚

（２）ワークシート　ＰＤＦデータ

　　　　　　　　　　JPEGイラストデータ

６　納品場所

　　大分県消費生活・男女共同参画プラザ

７　受託業務の計画

（１）業務計画の提出

委託契約締結後、委託業務スケジュールを提出すること

８ 受託者の責務

（１）秘密の保持や個人情報の保護等を行う義務がある。

（２）県の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は、義務を第三者へ引き受けさせることはできない。

（３）県の承諾なしに業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

（４）業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために必要と　なった経費は受託者が負担する。

（５）関係法令を遵守し業務にあたること。

９ その他

本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、適宜協議の上、解決することとする。